

マイナンバーに関する提出書類チェックシート

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、個人番号(マイナンバー)の提出の際に、「①個人番号が確認できる書類」、「②本人確認書類」の両方の提出が必要となります。各申請書及び「個人番号(マイナンバー)調書」と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

提出書類はA・B・Cいずれかの組み合わせとなりますので、十分にご確認ください。

※マイナンバーカードの表裏両面の写しであれば、「番号確認」と「本人確認」の両方が可能です。

		個人番号確認書類			本人確認書類
A	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの写し(裏面)	<input type="checkbox"/>		マイナンバーカードの写し(表面)
B	<input type="checkbox"/>	<p>【以下のうち、いずれか1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー通知カード(両面)の写し <p>※氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民票(マイナンバー記載あり) 	<input type="checkbox"/>		<p>【以下のうち、いずれか1点の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証(両面) ●パスポート(写真がある面をコピーしてください) ●その他(身体障害者手帳/在留カード/特別永住者証明書 等)
C	<input type="checkbox"/>	<p>※申請の6か月以内に交付されたもの</p> <p>※申請者以外のマイナンバーが記載されたものは受理できません。</p>	<input type="checkbox"/>		<p>※上記書類の提出が困難な場合</p> <p>【以下のうち、いずれか2点の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

【お問い合わせ先】 愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課 介護研修係 (089-912-2338)